2005年１月15日

埼玉県次世代育成支援対策行動計画策定協議会御中

埼玉県学童保育連絡協議会
会長　　薄井　俊二
（住所）さいたま市大宮区桜木町４－1005
℡048(644)1571　FAX (644)1572

「中間とりまとめ案」に関する意見・提案

これからの次世代育成支援策の核心は、「人々（とりわけ若者）が、子どもを産み、育てようという気持ちになれる社会作り」ができるか否かにかかっていると思われます。

日本経済新聞は、2005年１月１日の第一面に「さあ　国も会社も男も女も」という見出しを掲げ、「少子に挑む―ニッポン大転換―」と題する連載を行っています。そこでは、「産めぬ環境　負担ズシリ」とし、「昨年の新生児は百十万人強だが、中絶件数が三十万件を超す」、「五十歳未満の既婚女性の四人に一人が中絶経験者となる」というショッキングな指摘もありますが、ある開業医の「中絶の三分の一は家計の問題である」との談話も掲載されています。以後１月10日まで９回の連載が続いており、出産・女性の就労・政治・不妊治療など、様々な観点から、少子問題が取り上げられ、施策の大幅拡充や政治、社会の意識改革も含めた、かなり大胆な提言を行っています。

これは、産業界のこころある人々にとって、少子問題（次世代育成問題）が、極めて強い危機感で捉えられていることを示すものであります。まさに、次世代育成問題は、国と社会をあげて取り組むべき、緊急課題の筆頭に位置しているわけです。

こうした状況の中で、埼玉県も次世代育成支援行動計画を策定中なのでありますが、その「中間取りまとめ案」に対する、意見が広く求められているのを受け、埼玉県学童保育連絡協議会としての、まとまった意見を、ここに述べさせていただくこととします。

□先ず、全体的な事柄を述べます。

先に述べたように、次世代育成支援の核心は、人々が子どもを産み、育てようという気持ちを持てるように導くことでしょう。そしてそのためには、出産・育児を、個々の親（とりわけ母親）だけの責任のものとせず、社会全体で支援していく仕組みを作ることが必要です。

国や自治体の役割でいえば、出産・子育てに関する施策を充実させることが急務となるでしょう。その際、すべての親に対する支援策が重要であることとならんで、「働く親への支援策」が大切であることは、改めて指摘するまでもないでしょう。より具体的にいえば、保育所の施策と、放課後児童クラブの施策の充実がポイントとなります。

私たち、埼玉県学童保育連絡協議会は、放課後児童クラブに関わる団体ですので、後者を中心に、いくつかの個別意見を、以下に述べたいと思います。

□個別意見１

―――は削除　　＿＿＿は新規

39ページ　２（３）「放課後児童クラブの充実」①「放課後児童クラブの設置促進」

・放課後児童クラブについて、原則として小学校区ごとに、入所を希望するすべての児童を受け入れる体制を整備する<u>します。</u>~~ともに、保育の質の向上を図ります。~~<u>そのために、市町村等と連携を図りながら施設を整備します。</u>

【理由】「保育の質の向上」については異論はありませんが、③でも述べられているため、ここでは、「設置促進」に絞りました。

既存の放課後児童クラブの建物は８割が市町村による公設。逆には、２割が公的に確保されておらず、利用者＝保護者等の責任となっています。しかし現実は、利用者である保護者が、一定の広さと設備を伴った施設を捜したり、確保することは極めて困難であり、県として、市町村が施設・建物の整備の責任を負っていく方向を明確にしていく必要があるものと考えます。「運営基準」を示し施設・設備について最低基準を明確にしている県としてその方向性を明示する必要があると思われます。

□個別意見２

・放課後児童クラブの設置　７６０カ所　　→　　~~８４１カ所~~

（目標事業量案①）　　<u>９１３カ所（＋１５３カ所）</u>

（目標事業量案②）　　<u>１、０３３カ所（＋２７３カ所）</u>

【理由・解説】埼玉県が平成16年３月に策定した「放課後児童クラブ運営基準」によれば、「集団活動を指導できる規模は、40人を限度とする。41人を越えている場合は、複数の集団活動活動ができる体制をとることが必要である」と明確にしていることから、40人以上の放課後児童クラブについては複数の体制をとる必要があります。

（目標事業量案①）県へ寄せられた目標事業量の取りまとめによると向こう５年間で6,120人の児童数増が見込まれています。この児童数を「集団活動を指導できる規模40人」で除すると153カ所となります。

（目標事業量案②）５年後の41,302人を「集団活動を指導できる規模40人」で除すると1,033カ所となります。

なお、この目標事業量が変更されれば、「重点的な取り組む施策」のカ所23㌻、「目標値」26㌻の数値も改訂されます。

□個別意見３

②放課後児童クラブ運営基準の活用促進

・放課後児童クラブ運営基準を周知し、市町村等と連携しながら、活用を促進します。

【理由】放課後児童クラブの実施主体は市町村であり、また、運営主体は市町村や保護者会（父母会）、法人などとなっています。運営基準についても、それを理解し、活用を図るのは市町村や保護者会（父母会）、法人などです。そのため、当事者たちとの連携を明記する必要があると考えました。

□個別意見４

③放課後児童クラブ~~運営基準に基づく~~の保育の質の向上

・放課後児童クラブ運営基準に基づき、施設、設備、運営状況を確認し、その結果に基づき、保育の質の向上を図ります。

~~④指導員研修のカリキュラムや指導員の認証制度の検討~~

・指導員の資質の向上を図るため、行政、関係団体、大学等の関係機関の連携により、指導員研修のカリキュラムを作成します。

・指導員研修の受講終了について、県独自に認証する仕組みについて検討します。

・指導員の資質の向上を図るため、市町村等と連携しながら、指導員の雇用の改善に努めます。同時に、適切な雇用条件のあり方について検討します。

【理由】③を「放課後児童クラブの保育の質の向上」の柱として④も含めて１本にまとめました。

その上で、放課後児童クラブの質の改善を進めるためには、「運営基準に基づく確認」「研修カリキュラム」等によるスキルアップと併せて、指導員の雇用の安定が不可欠であると思われます。このことは、安定的に指導員を安定した雇用条件によって担保されることから、その趣旨を明確にしました。指導員の雇用の安定については、公聴会においても複数の参加者から意見が出されていたところです。

□個別意見５

~~⑤~~④障害児の受け入れ促進

・放課後児童クラブへの入所を希望する障害児の受け入れを促進します。

・施設の改修や指導員の研修などを充実させ、受け入れの体制整備と保育の質の向上を図って、健常児と障害児とが共に育つことのできる環境整備を進めます。

【理由】障害児を受け入れるに当たっては、障害児の症状、状態に応じてバリアフリーなどの施設の改修、指導員に対する研修などの諸条件の整備が必要となります。施設の改修については国庫補助等の活用も可能ですし、指導員の研修については県当局自身も埼玉県学童保育連絡協議会も障害児に関わる研修を実施しているところです。

□個別意見６

40ページ　２（３）~~⑥~~⑤　養護学校放課後児童クラブの設置の促進、保育の質の向上

・養護学校児童の健全育成を図るため、養護学校児童クラブへの入所を希望するすべての児童を受け入れる体制を整備するとともに、保育の質の向上を図ります。また、市町村などと連携しながら、運営費補助の拡充、指導員配置の改善、適正な指導員雇用条件の改善に努めます。

【理由】本文の内容が、「養護学校放課後児童クラブの設置促進」のみにとどまらず、「保育の質の向上」についてふれられていることからタイトルに加えました。

施設は民営、対象児童の多数が重度の障害がある等の特別なニーズを持っている養護学校児童クラブの改善のためには、運営費補助の拡充、指導員配置の改善などの質の改善が不可欠です。この点についても、公聴会において多数の参加者から意見が出されていたところです。

□個別意見７

新しい⑤の後に、「⑥　保護者の事業参画の促進」の項を加え、下記の文を加える。

「・保護者会の育成、事業者と保護者会の連携促進など、保護者が事業に参画できる体制を更に整備します。」

【理由】策定協議会の議論でも、また、過日の公聴会においても、複数の方から、「保育所等に我が子を預けっぱなしにして、子育てを放棄している家庭が少なくない」旨の発言がありました。学童保育の現場でも同様の素見が聞かれることがあります。

一方逆に、保育所等も含めた社会福祉施設において保護者からの意見・苦情を伝える等のために、今日、「苦情処理のしくみ」や「第３者評価機関」の設置が叫ばれています。

学童保育の実践からこれらの問題を考えたときに、施設の利用者（学童保育の場合は保護者）を、単に「利用者」としてではなく、事業運営にとっての一方の「当事者」として見て、事業運営に主体的に意見を言い、関わってもらうことを大事にしてきました。具体的には、多くの学童保育において、保護者会（父母会）をつくり、定期的に運営委員会等の会議を持ち（民間・共同学童保育の場合では、保護者や事業者も参加します）、行事等を指導員や事業者と一緒につくるなどを行っています。そのことを通して親として責任を果たしてもらう意味合いもありますし、保護者の声を日常的に聞いてより効果的な事業運営ができるということにもなります。

「埼玉県放課後児童クラブ運営規準」の中でも、「保護者・保護者会（父母会）の事業

運営への参画」「保護者・保護者会（父母会）との協力・連携」を明記しています。
　この「個別意見」では、放課後児童クラブ（学童保育）においての「保護者の事業参画」のことを指摘していますが、福祉や教育など人間に関わる事業の運営において共通して言えることとして、当事者の意見を反映することと同時に当事者意識を促していくシステムづくりについて述べたつもりです。

　この趣旨から、例えば、保育所の箇所にも「(２)③保育サービスの質の向上」のところにも同様の記述が必要と思われます。

□最後に～埼玉県当局に対して

　この「埼玉県次世代育成支援対策行動計画（仮称）」を実行に移す責務を県民と共に負うことになる埼玉県当局に対して一言お願いいたします。
　保育や学童保育などの施設・設備と人材を伴う事業の整備・改善については、どうしても大胆な財政投入が必要となります。今日、県財政そのものが大変に厳しいことに加えて、平成17年度以降、数年間は、政府の「三位一体改革」の影響を自治体（県・市町村）は受けることになります。自治体と国との間において財政のみならず制度・施策のしくみそのものが大きく変化を遂げる可能性もあります。以上のことから、「次世代育成支援対策行動計画」を策定はしたものの、財政の行方は現時点においては、不透明だというのが事実かとも思われます。しかし、先の日経の新年の記事にあるように、少子化社会（日経は「少子社会」とまで標記しています）は、国家的課題となっています。
　ここの問題意識に立ち、例えば平成16年度埼玉県予算に占める児童関連予算2.1%を最低でも倍加するくらいの政策転換を英断を下されることをお願いいたします。
　また、平成17年度には、県内においてもいくつかの市町村合併が行われることとなりますが、合併後におきましても、合併前に策定した各自治体の行動計画案が後退することのないよう、埼玉県として適切な対応をお願いいたします。

以上